平成２９年（フ）第１９７号
埼玉県草加市八幡町929番地２　ヌーヴ八幡壱番館105号
破産者　有限会社中村興業
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
千葉県印西市松崎台２丁目８番地６
破産者　株式会社エースサービス
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７１８２号
東京都新宿区下落合３―11―22、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田小川町３丁目６番地10　ＭＯビル
破産者　カプセルウェア株式会社
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８３４号
東京都東村山市野口町１丁目22―16―307
破産者　岸本　　平
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７９号
東京都千代田区丸の内１丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館20階
破産者　株式会社ジーエムアイ・ジャパン
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１０号
東京都八王子市元八王子町２丁目829―３―101
破産者　舟山　健太
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１１号
東京都八王子市元八王子町２丁目829―３―101
破産者　舟山亜沙美
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６６号
東京都多摩市東寺方１丁目２―12―202
破産者　森　　太郎
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３号
東京都目黒区大橋２丁目５―３
破産者　小笠原律子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７９号
東京都江戸川区篠崎町２丁目３番２号
破産者　株式会社リベラ
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８０号
東京都江戸川区鹿骨４丁目25―17―404
破産者　田中　信行
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８８号
東京都港区赤坂４丁目２番５号　ヤブタビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区勝どき６丁目３番２―3609号
破産者　株式会社赤坂藪田漆芸堂
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９０号
東京都港区元赤坂１丁目７番４号
破産者　株式会社ケイ・ジェイ
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１６号
東京都立川市柴崎町３丁目４番14号　ベルトリーサビル３階
破産者　京浜フーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１７号
神奈川県横浜市鶴見区本町通４丁目171―９―203
破産者　八須　一郎
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５３号
東京都世田谷区上馬４―40―１―103、住民票上の住所青森県青森市小柳３丁目８―11
破産者　平泉喜美子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７２号
東京都世田谷区赤堤２丁目３―11―301
破産者　鈴木　広信
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７３号
東京都世田谷区赤堤２丁目３―11―301
破産者　鈴木　　郁
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８９号
東京都足立区西新井栄町３丁目１―１―802
破産者　桜井潔こと　櫻井　　潔
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４５７号
東京都荒川区東日暮里２丁目35番11号
破産者　株式会社北鷺
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４５８号
東京都北区上十条１丁目17番２号
破産者　荒井　龍也
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部